

消費生活情報

事例

クーリング・オフできるの？

自動車を中古車販売店にて購入したが、実際に届いた車は購入した車と全く違う車だった。クーリング・オフはできるのか。

対処方法

契約書はよく確認して！

自ら出向いて店舗で契約したことから、契約書に特別な記載がない限りは、自動車購入はクーリング・オフ適用対象外となります。契約する際は十分に気を付けましょう！

還付金詐欺

役場職員を語って「保険料と税金を多く払っているのでお返しします。」との電話があった。あやしいと思ったので電話を切った。還付の件で、個人に電話をかけることはあるか。

ATM操作では絶対に返金されません！

還付金詐欺の一例です。税金や医療費の過払い金を還付するともちかけ、ATM操作に誘導させ、お金をだまし取る詐欺です。ATM操作では絶対に返金されないで、すぐに電話を切りましょう！

よくわからない電話が…

電力会社を名乗る男から「電力自由化に伴い、電気代が今より安くなる方法があるから話を聞いてほしい」と電話が来た。よく分からなかったので電話を切ったが、怪しい。

説明がわからないときは断りましょう！

説明が理解しきれずに、消費者が不利益になってしまう場合もあるので、その場で契約せず、契約するつもりがない場合はきっぱり断るようにしましょう！

- ★うまい話はまず疑いましょう！
- ★お金を要求されてもすぐ「振り込まない！渡さない！送らない！」
- ★普段からメールや電話などには注意しましょう！
- ★一人で悩まず、誰かに相談しましょう！



御代田町観光キャラクター
みよたん©

問い合わせ先

長野県東信消費生活センター 0268(27)8517
総務課庶務係(消費生活相談窓口) (32)3111

消費生活相談窓口をご存知ですか？

Q 消費生活窓口ってどんなところ？

商品やサービスの契約など、消費生活全般に関する相談を受け付けているところです。臨機応変に相談処理を行っています。

Q どんな相談が寄せられているの？

事例

ワンクリック詐欺

インターネットサイトを閲覧中、誤ってアダルトサイト画面を押してしまい登録完了画面になってしまった。退会するには制限時間内に電話するようにとの記載があった。電話して退会しようと思うが大丈夫か。

対処方法

慌てず落ち着いて！

ワンクリック詐欺というもので、請求画面を表示し、個人情報取得されているなどと表記し、消費者の不安をあおってきます。事業者には絶対に連絡せず、請求画面を適切な方法で消すようにしましょう！

身に覚えのないショートメッセージ

急に「会員登録料金の未納があるので、本日中に連絡してください。さもないと法的措置を取ります」という見覚えのないショートメッセージが届いた。記載であった電話番号に電話するべきか。

見知らぬ人からのメールは開かない

身に覚えのない請求通知は無視しましょう。また、見知らぬ人からのメールは開かず、自ら返信や問い合わせなどをしてないようにしましょう！電話をしてしまうと個人情報知られてしまいます！

ネットショッピング

インターネットで商品を注文したが、着用してみたらサイズが合わない。購入業者に返品を申し出たが、全く応じてくれない。

ネットショッピングは慎重に！

ネットショッピングなどで買い物をする際は慎重に！また、通信販売はクーリング・オフ適用対象外となります。返品特約の表示を再度確認しましょう！

色々な相談があるんだね！



御代田町観光キャラクター
みよたん©